

「電力の小売営業に関する指針」の改定について (間接オークション導入等に伴う電源表示ルールの改定)

平成30年7月30日 (月)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

改定案作成に至る議論の経緯

第32回制度設計専門会合資料
(平成30年7月20日)に基づき、
一部修正

- 電源構成等の適切な開示方法などの需要家への情報提供の在り方に関しては、需要家の誤認等を防止するとともに、小売電気事業者間の公正な競争を確保する観点から、「電力の小売営業に関する指針」において規定している。
- 今秋に予定されている間接オークションの導入や非化石価値取引市場の創設等に伴う同指針の改定の在り方については、第29回（平成30年4月23日）、第30回（平成30年5月29日）及び第31回（平成30年6月19日）の制度設計専門会合においてご議論いただき、これらの議論に基づき作成された同指針の改定案については第32回（平成30年7月20日）の同会合において了承いただいた。

従前の議論及びそれに基づく改定案での対応（1/2）

● 制度設計専門会合における議論の論点の概要は以下のとおり。

論点		概要
論点①	これまでの整理をそのまま踏襲するもの	<ul style="list-style-type: none">二重計上の禁止等の誤認防止に関する考え方は、現行ガイドラインの整理を基本的に踏襲して問題ないか。現行ガイドラインでは、産地価値に関して地産地消を例示しているが、ここには「電力産地の表示」という一般的概念が含まれているが、現在の記載で十分か。
論点②		<ul style="list-style-type: none">電気に付随する価値としてどのような価値が認められるか。また、その概念整理をどのように行うか。
論点③	電気に付随する価値と電力取引との関係	<ul style="list-style-type: none">論点②で整理されたそれぞれの価値と電力取引との関係について、電気と一体として取引される場合のほか、別々に取引されることもありうると思うことが適切か。
論点④		<ul style="list-style-type: none">特定の電気から非化石価値が控除された場合、当該電気を販売する際に、水力由来等の電源表示を行うことは許容されるか。非化石証書の有無に応じて、FIT電気につきどのような注釈が必要か。
論点⑤	特定の電源・産地としての価値が維持される条件	<ul style="list-style-type: none">「取引所を介して他エリアの電気事業者から電力調達を行う場合」や「取引所を介して他エリアから自社で送電する場合」において、特定の電源・産地としての価値が維持される条件はどのように考えるべきか。また、上記整理に従った場合、どのような電源表示が認められるか。電源の恣意的な非表示の懸念についてはどのように手当てを行うか。

従前の議論及びそれに基づく改定案での対応（2/2）

第32回制度設計専門会合資料
（平成30年7月20日）より抜粋

論点

概要

論点⑥

特定の電源・産地としての価値が維持される条件

- 物理的に連系線が接続していない地域（沖縄、離島等）から特定の電源・産地としての価値を維持して取引を行うことができるか。
- 市場分断時や事故等により連系線の一部又は全部が利用できない場合、特定の電源・産地としての価値を維持して取引を行うことができるか。

論点⑦

需要家の誤認を招かない表示ルールの整備等

- 電源を特定したメニューを販売している場合、当該電源分を電源構成表示から控除すべきか。

論点⑧

- 小売電気事業者が契約に向けて、需要家に対して供給する電気の属性を特定する内容の表示・訴求をした場合につき、需要家の誤認を招く可能性の観点、及び「小売供給の特性」の観点から整理をすべきではないか。

【論点】

- 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの**
- 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係**
- 3) 特定の電源・産地としての価値が維持される条件**
- 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備**

論点①：基本的な考え方の整理

第30回制度設計専門会合資料
(平成30年5月29日)より抜粋

- 現行ガイドラインでは、例えば、二重計上の禁止や虚偽表示の禁止など需要家の誤認を防止するための規律を設けているが、このような基本的な考え方は、今後も維持することで問題ないか。
- 関連して、現行ガイドラインでは、小売電気事業者が「発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合」として「地産地消」を例示している。今後、電気について、産地近隣での消費に限らず、産地価値を訴求して販売するニーズが広がる可能性もあるため、「地産地消」以外の場合も例示に追加等してはどうか。

小売営業ガイドライン(一部抜粋)

1. (3) 電源構成等の適切な開示の方法

ウ. 問題となる行為

v) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの

小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項）、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。

「地産地消」とは、発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であると訴求することは望ましいものではない。

一方、「地産地消」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「地産地消」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。

そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第23号）。小売電気事業者等が、「地産地消」などと需要家に訴求しておきながら、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。

なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で地産地消であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気をを用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。

【論点】

- 1) **これまでの整理をそのまま踏襲するもの**
- 2) **電気に付随する価値と電力取引との関係**
- 3) **特定の電源・産地としての価値が維持される条件**
- 4) **需要家の誤認を招かない表示ルールの整備**

論点②：電気に付随する価値の整理

第30回制度設計専門会合資料
(平成30年5月29日)より抜粋

- 電気に付随する価値としては、現時点では、主として非化石証書が持つ環境価値、産地価値、特定電源価値の3つの価値が存在する。今後、これらを組み合わせた価値等が事業者の創意によって誕生する可能性もある。
- これらの価値等の存否や内容については、需要家の認識に依存する面があり、国が必ずしも適切に判断できるとは限らないが、少なくとも需要家保護の観点から、虚偽や誤認を招く表示は許されないと考えるべきではないか。

価値	考え方	具体例
非化石証書が持つ環境価値 <small>注1</small>	<ul style="list-style-type: none">● <u>非化石証書が持つ環境価値は、①非化石価値、②ゼロエミ価値、③環境表示価値を持つと整理済。</u>	<ul style="list-style-type: none">● 排出係数ゼロの小売メニューであるとの表示により、排出係数ゼロに価値を見出す需要家の選択を誘引する。
産地価値 <small>注2</small>	<ul style="list-style-type: none">● <u>電気が特定の地域で発電されたものであることを表示し訴求する価値。</u>	<ul style="list-style-type: none">● ○○県産の電気である旨の表示によって、○○県産の電気価値を見出す需要家の選択を誘引する。
特定電源価値	<ul style="list-style-type: none">● <u>電気が特定電源由来のものであることを表示し訴求する価値。</u>	<ul style="list-style-type: none">● 水力電気メニューである旨の表示によって、水力由来の電気価値を見出す需要家の選択を誘引する。

注1：非FIT分に関する非化石価値等の扱いは、資源エネルギー庁において今後別途検討が行われるため、この検討結果を踏まえて整理の修正があり得る。

注2：「地産地消」概念を含む。また、地域への利益還元等を産地価値の発生原因とするなど様々な考え方があるが、それらを否定するものではない。

(参考) 非化石証書が持つ環境価値の整理

平成28年11月
第3回市場整備WG資料に基づき作成

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は「非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）」であり、加えて、「ゼロエミ価値（温対法上のCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値）」、「環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）」を有する。

※高度化法……エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

※温対法……地球温暖化対策の推進に関する法律

環境価値	価値の内容
①非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。
 <u>非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値</u>	
②ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、調達した非化石証書の電力量に「全国平均係数」を乗じることで算出したCO2排出量を実二酸化炭素排出量から減算することができる価値。
③環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。

⇒ 上記の整理より、非化石証書は高度化法上の非化石電源比率の算定時に利用できる他、温対法上のCO2排出係数算定時にも利用可能。また、需要家に対しても非化石証書の購入に伴い、実質的に非化石電源由来の電気を調達している旨、訴求が可能となる。

論点③：電気に付随する価値と電力取引との関係

第30回制度設計専門会合資料
(平成30年5月29日)より抜粋

- 非化石証書が持つ環境価値、産地価値、特定電源価値は、それぞれ電力取引と一体としてのみ取引可能なのか、あるいは、別々に分離して取引を行うことが可能か否かが問題となる。
- まず、少なくともFIT分の環境価値については、電気と切り離されて証書化されており、非化石価値取引市場で単独に売買することとされている。^{注1}
- 他方、産地価値と特定電源価値といった非化石証書が持つ環境価値以外の価値を、電気から独立して売買の対象とすることについて、現時点では、実態に乏しく需要家トラブルも把握されていないことを踏まえると、追加的なルールを直ちに設けることはせず、今後具体的な課題が生じた場合に、消費者トラブルの状況も勘案しつつ、別途検討を行うこととしてはどうか。^{注2、3}

注1：非FIT分に関する非化石価値等の扱いは、資源エネルギー庁において今後別途検討が行われる。

注2：産地価値や特定電源としての価値は、今後、制度変更やトレーサ制度が整った段階で整理が変更となる可能性がある。

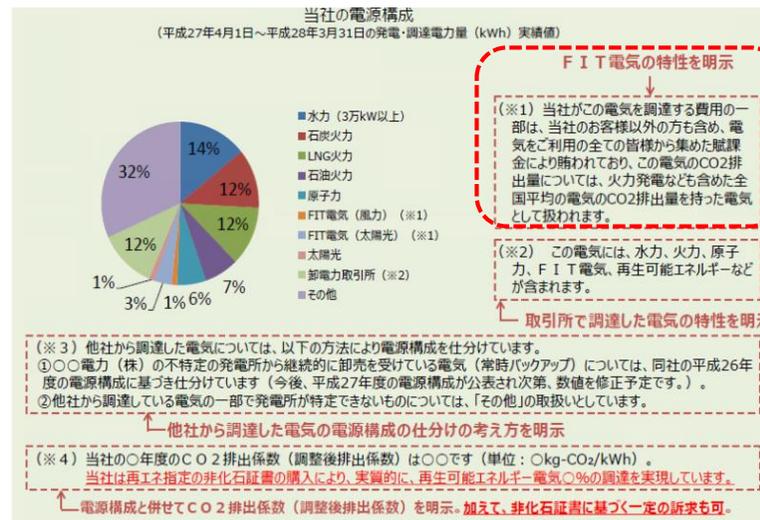
注3：産地価値と特定電源価値については、将来的に証明書等が発行・取引されることも考えられる。

論点④：非化石価値を保有しない電気の表示の在り方

- (論点③に関連して) 小売電気事業者が調達したFIT電気は非化石価値を保有しない(非化石価値は別途取引される)ことを踏まえ、現在認められているFIT電気(水力)、FIT電気(太陽光)といった表示方法が、非化石価値を保有すると誤認を需要家に与えることとならないよう、どのような表示をすることが適切かが課題となる。
- この点について、結論としては、現行の整理を踏襲することとしてはどうか。具体的には、FIT電気はその費用を負担する国民等に価値が帰属する旨の注記が付記されることを条件に、非化石価値を保有しないFIT電気についても、同電源がFIT由来である旨の表示を認めることとしてはどうか。^{注1、2}

注1：非FIT電気についても、非化石価値を分離した取引が観念されるものの、非FITの非化石価値の取引の在り方については、今後、資源エネルギー庁において整理が行われるため、今回のガイドライン改正では特段の整理を行わないこととする。

注2：非化石価値がFIT電気に含まれない旨の概念は当該注記によって既に包含されていると考えられる。
- 他方、平成30年度より非化石価値取引市場が創設されており、FIT電気の費用負担対象は、国民のみならず、非化石価値取引市場における取引参加者も含まれるため、注釈の記載を変更すべきではないか。



(※1) 部分の改正

論点④追加検討：注釈の記載内容

第31回制度設計専門会合資料
(平成30年6月19日)に基づき、
一部修正

- 非化石価値取引市場が創設され、電気事業者は取引所経由で容易に非化石価値を購入することができる一方、FIT電気の販売にあたっては、非化石証書の保有の有無にかかわらず、FIT電気（風力）、FIT電気（水力）などとの表示が認められている。このため、FIT電気は、それ自体では非化石価値を保有しないことを前提に、需要家の誤認を防止する観点から、①電力量に相当する非化石価値を保有しない場合と②保有する場合に分けて、表示の在り方を検討する必要がある。
- また、非化石価値取引市場の創設に伴い、FIT電気の買取費用は、全需要家が賦課金を通じて負担するのみならず、非化石価値取引市場における取引参加者の購入代金によっても賄われるため、FIT電気に関する注釈に記載すべき内容を変更する必要がある。
- 具体的には、注釈の記載内容を以下のように改正してはどうか。

	改正前	改正後	
		①電力量に相当する非化石証書を保有しない場合	②電力量に相当する非化石証書を保有する場合
改正のポイント	—	<ul style="list-style-type: none"> ● FIT電気費用負担に関する記載を修正。 ● FIT電気には、非化石価値やCO2排出量価値がないことを明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ● FIT電気の電力量に相当する非化石証書を購入している場合、非化石価値やCO2排出量が訴求可能であることを明記。
ガイドラインの記載（案）	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金 及び非化石価値取引市場において取引された非化石証書の売却収入により賄われています。 2. FIT電気は、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われません。るなど、非化石電源としての価値は有しません。 	<p>左記と同様に1、2の記載は必要。その後、下記3を記載することで、価値訴求が可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （左記と同様） 2. （左記と同様） 3. 当社の販売するFIT電気は、非化石証書の使用により実質的にCO2排出量ゼロを実現しています。 <p><small>（注）再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したのでない限り、販売するFIT電気が実質的に再生可能エネルギーによる電気である旨の訴求は認められない。</small></p>

【論点】

- 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの**
- 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係**
- 3) 特定の電源・産地としての価値が維持される条件**
- 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備**

論点⑤：特定の電源・産地の価値が維持される条件

第30回制度設計専門会合資料
(平成30年5月29日)より抜粋

- 間接オークション導入に伴い、従来、先着優先ルールに基づいて他の供給地域から電気を供給していた事業者は、今後、取引所を介して電力取引を行うことになるところ、取引所を介した電力取引は、売買当事者の匿名性が維持されているため、特定の電源・産地を紐づけることが原則として不可能となる。
- しかしながら、連系線を介して他社から電源を調達する場合等において、特定の電源・産地の価値を維持したいとのニーズが存在するため、どのような条件を充足した場合に例外的に電源・産地等の価値が維持されるのか検討を行う必要がある。
- 具体的には、特定の電源・産地の価値が維持される条件として、次の方法が考えられるが、需要家の誤認防止及び事業者負担等を勘案し、少なくともB-1案に基づく対応を必要とし、事業者が独自の判断^注でB-2案に基づく対応を行うことも認めることとしてはどうか。

	考え方	詳細
低い	A案 特定契約 ^注 の存在のみ <small>注：同一法人の場合の社内契約も含む。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 連系線を跨いだ取引を行う場合、特定契約が存在していれば、特定の電源・産地の価値が維持されると考える見解。
正確性	B-1案 特定契約 + 取引所の総約定量で管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 連系線を跨いだ取引を行う場合、特定契約の存在に加え、取引所での入札・約定した電力の総量が、当該契約に基づき送電されたとする電力量（各コマごと）に照らして足りている必要があると考える見解。
高い	B-2案 取引所における約定 取引量を特定契約ごとに管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 連系線を跨いだ取引を行う場合、特定契約の存在に加え、取引所において特定契約ごとに別IDで取引を行い、各コマごとに入札・約定した電力量の確認ができるようにしておく必要があると考える見解。

注：事業者の意思に基づきB-2案の選択も可能とすれば、事業者において、排出係数における整理と一元的に対応することも可能と考えられる。

(参考) 間接オークションの概要

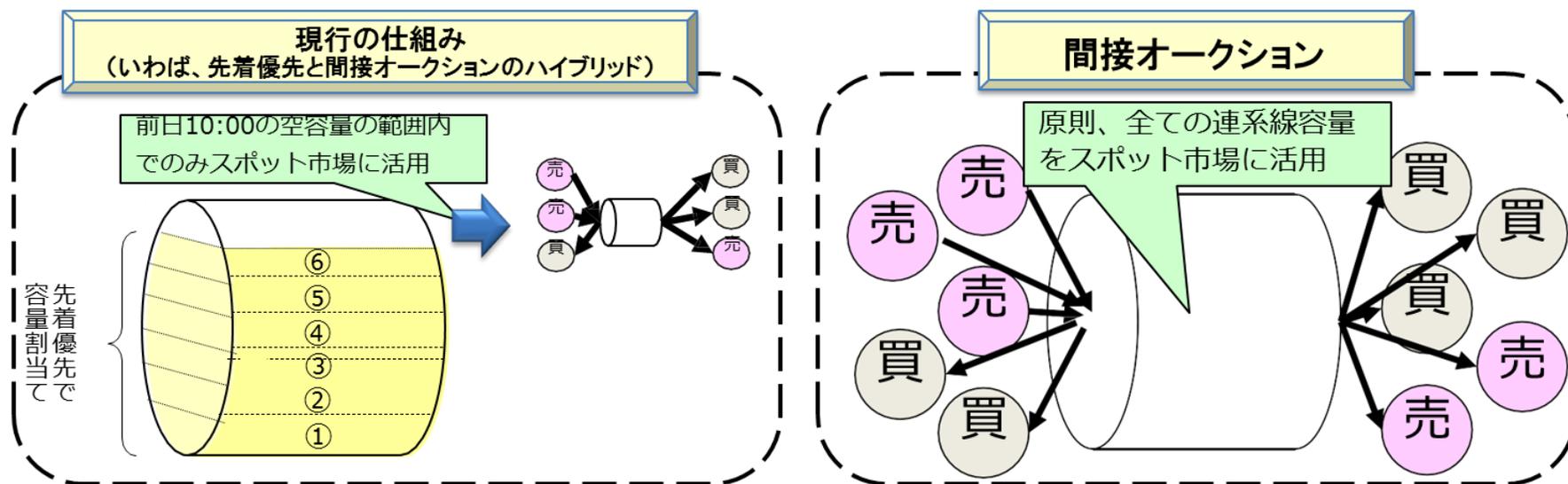
1) 「直接オークション」は、連系線を利用する地位又は権利を、オークションにより割り当てる仕組みであるのに対し、「間接オークション」は、こうした権利の割当てを行わず、全ての連系線利用を、エネルギー市場（日本でいえばJEPXにおける市場）を介して行うこととする仕組み。

2) 具体的には、現行ルールでは、先着優先での容量割当を積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を活用して、スポット市場取引が行われているところ、原則、全ての連系線容量をスポット市場取引に割り当てることとする仕組みと考えることができる（※）。

（※）我が国のスポット市場は現在でも全国市場であるため、連系線の全ての容量をスポット市場取引に割り当てること、すなわち、間接オークションと同義となる。また、スポット市場約定後は、時間前市場によって、割り当てる仕組みとなる。

3) すなわち、現行の「先着優先」に基づく連系線予約を停止すれば、実質的に、間接オークションが実現。

（なお、電力の需要に対して供給が上回るケースで出力抑制を行う際、まず火力発電等の抑制を行い、次に太陽光発電や風力発電、長期固定電源（原子力、揚水式を除く水力、地熱）の順で抑制を行っていく「優先給電ルール」のあることに留意が必要。）



3-2. 間接オークション導入に伴う排出係数の考え方②

- 間接オークション導入後エリアを跨ぐ取引においては、JEPXを介して送電・受電を行うところ、当該取引の対象となる電気が実際に連系線を利用して送電・受電されているかどうかの確認が可能な下記の場合を除き、小売電気事業者が調達する電気の排出係数は、JEPX係数としてはどうか。
- 他方、送電側（売り手）と受電側（買い手）が電源（又は電源構成）を特定した契約に基づいた取引を行い、両者がJEPXにおいて、通常取引とは別のユーザーIDを取得し、当該契約に係る取引に相当する送電量・受電量が確認される場合には、契約等に基づき電源（又は電源構成）が特定できるものとみなして、送電元の排出係数を利用することとしてはどうか。

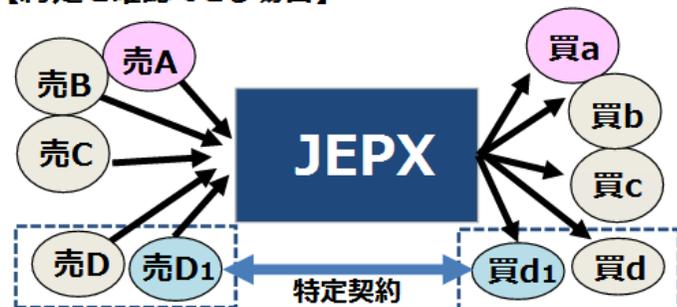
※なお、今後、間接オークションに係る制度設計が変更された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

【約定を確認できない場合】



- 売Aと買aが特定契約を結んでいる場合、間接オークションの結果、売Aと買aとの間で約定されているか（送電・受電が行われているか）確認する必要があるが、他方で、実際に約定が行われているかどうか確認することは困難。
- このため、送電元の排出係数の利用は認めず、**買aの排出係数はJEPX係数とする。**

【約定を確認できる場合】



- 売Dと買D間で相対取引を行うため、特定契約用の別ユーザーID(左図のD₁やd₁)を設けた場合、**買d₁は売D₁との契約に基づいて約定が行われていることが確認できることから、JEPX係数ではなく、送電元の排出係数を用いることとしてはどうか。**
※ユーザーIDは特定契約の本数に応じて複数設定されていることを推奨する。

論点⑤追加検討：電源の恣意的な非表示について

第31回制度設計専門会合資料
(平成30年6月19日)より抜粋

- 前回、連系線を介して他社から電源を調達する場合、間接オークション導入後には、原則として電源種を特定することはできなくなることを受け、例外的に特定の電源・産地の価値を維持することができる条件について議論をいただいた。
- この中で、電源の特定性を維持するための追加的な取組を行いつつも、需要家に価値を訴求しやすい電源については、その電源の特性を表示する一方、需要家に価値を訴求しにくい電源については、恣意的にその電源の特性を表示しない可能性があるのではないかと懸念が示された。
- 現時点では、間接オークション導入前でもあり、このような恣意性が疑われる事業者の行為を事務局では把握していないものの、一般論として整理を行うと、次のように考えられるのではないかと。
 - ✓ 取引所取引については、取引は匿名であるため、原則として、電源種の特定性は維持されず、例外的に、B-1又はB-2（次々頁参照）に沿った追加的な対応を行った場合に初めて電源種を特定できる。
 - ✓ このため、このような電源の特定性を維持する行為を行わないことをもって、直ちに問題視することは適当ではない（全ての電源について、電源の特定性を維持する行為を求めることは、コスト面でも現実的ではない）。
 - ✓ ただし、事業者において、特定の電源・産地の価値が維持される行為を行っている場合には、その電源の特性を表示するか否かを恣意的に判断せず、一律に表示することが望ましいのではないかと。

(参考) 望ましい表示の仕方

- B-1案又はB-2案（次頁参照）を採用した場合、以下のような事例において、事業者における望ましい対応は以下のように整理されるのではないか。



【具体例】

- 間接オークション制度導入後の20XX年、東京エリアに拠点を置く小売電気事業者a社は、X社(九州エリア)、Y社(関西エリア)、Z社(北海道エリア)の3社と卸供給契約を締結。
- 特定契約の詳細は、以下のとおり。
 - ✓ X社とLNG火力発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
 - ✓ Y社と水力発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
 - ✓ Z社と再エネ発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
- ある日のあるコマにおけるa社の東京エリアにおける卸電気取引所の約定量は300MWhであった。この場合、a社はどの特定契約に基づく価値を主張できるか。

【望ましい対応】

- 上記の場合、小売電気事業者aは、東京エリアで300MWhの約定量が確認できているため、X社、Y社、Z社との全ての卸供給契約について、特定電源としての価値を訴求することが理論上は可能となる。
- このため、小売電気事業者aは、特定の発電設備からの受電分について価値を訴求しないなどの行為を行うことなく、「LNG火力から100MWh、水力から100MWh、再エネから100MWh」と考え、同社の電源構成を表示した。

論点⑥：

連系線（沖縄・離島、市場分断、事故時等）における整理

- 論点⑤で整理された条件に関して、例えば、沖縄や離島等の本州と連系線が物理的に接続されていない地域において、本州の特定電源ないし特定産地の電気を使用したと看做すことは、需要家の誤認を招く可能性があるのではないか。
- 他方、市場分断が発生した場合や連系線が事故等で不通となった場合については、事前の正確な予測は難しいこと、事後的に電気が不通であったコマや日数を算定することは著しく困難であること、さらに、連系線事故や市場分断は事業者に帰責できない要因に基づくものであること、需要家の認識とも整合的であること等を踏まえ、論点⑤で整理された条件を満たす場合には、特定の電源・産地価値が維持されると考えられるのではないか。
- ただし、いずれの場合においても、非化石価値は、電気の取引とは分離された価値として取引されるため、小売電気事業者が購入した非化石価値を用いて需要家に対してその価値を訴求することは可能と考えられる。

【論点】

- 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの**
- 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係**
- 3) 特定の電源・産地としての価値が維持される条件**
- 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備**

論点⑦：需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

第31回制度設計専門会合資料
(平成30年6月19日)より抜粋

- 小売電気事業者が電源非特定メニューに加え、電源特定メニューを保有している場合、需要家の誤認を防止する観点から、どのような電源構成表示を行うべきかが問題となる。
- 現行のガイドラインでは、電源構成開示自体が望ましい行為と整理されていることなどを踏まえ、案Ⅱを基本としつつ、全体の電源構成割合から控除したものを表示することを望ましい行為としてはどうか。
- 具体的には、控除前の電源構成のみを示し、かつ注記においても電源特定メニューに係る情報を具体的に示さない表示の仕方は、需要家の誤認を招く表示として問題となる行為としてはどうか。

事務局
提示案

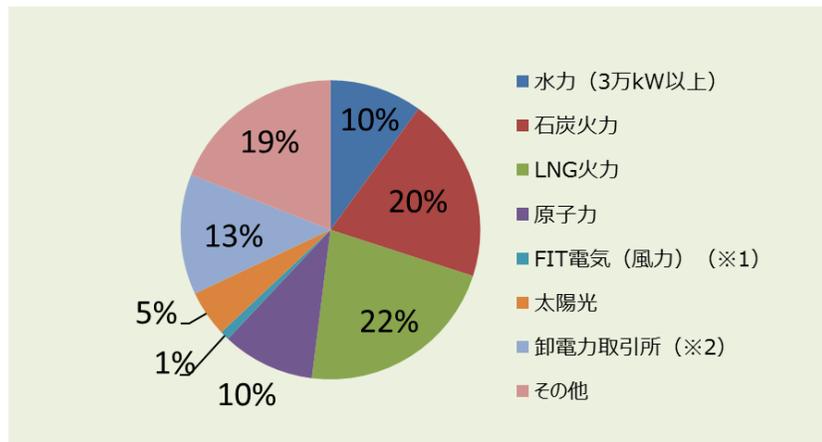
電源表示に関する考え方			メリット	デメリット
I 案	電源特定メニューを販売する場合において、全体の電源構成割合からの 控除は義務的ではない	具体的な注記の記載も 義務ではない	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のコストが最小化される。 	<ul style="list-style-type: none"> 電源構成表示の考え方次第では、需要家の誤認を招く可能性がある。
II 案	電源特定メニューを販売する場合において、全体の電源構成割合からの 控除は義務的ではないが、望ましい行為 と考える見解	少なくとも具体的な注記の記載は 義務	<ul style="list-style-type: none"> 需要家の誤認を招く可能性が抑制できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に一定の追加コストが発生する。
III 案	電源特定メニューを販売する場合には、全体の電源構成割合からの 控除する必要がある と考える見解		<ul style="list-style-type: none"> 需要家の誤認を招く可能性が最大限抑えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行GLでは、電源構成開示は望ましい行為と整理されており、過度に厳格な開示を求めると電源構成開示を行う事業者のインセンティブを損なう可能性もある

論点⑦：注記を記載する場合のルール

- 小売電気事業者が需要家の誤認を防止する観点から、どのような注記を行うかが問題となる。
- 注記の記載については、正確性の確保と需要家の分かりやすさの観点から、下記の記載例に沿って、少なくとも特定電源メニューの販売電力量を入れた注記を記載することとしてはどうか。

特定電源メニューを控除しない場合の注記例 注1、2

当社の電源構成
 (平成〇年4月1日～平成〇年3月31日の発電・調達電力量 (kWh) 実績値)



当社は水力電源を20%以上とするメニュー^{注3}を一部のお客様に対して販売しており、上記の割合は全販売電力量 (OkWh) のうち、このメニューによる販売電力量 (OkWh) を含んだ数値です。(平成〇年度 (平成〇年4月1日～平成〇年3月31日) の実績値。)

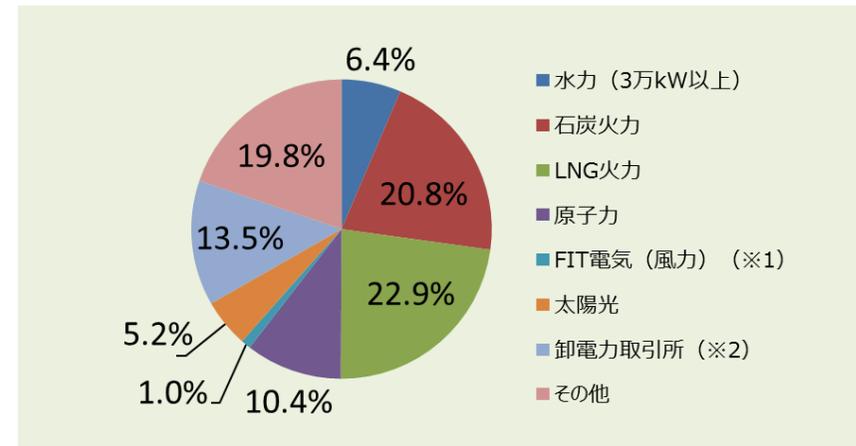
注1：注記を記載しなければ問題となるが、注記の内容については、消費者の誤認を招かない合理的な範囲で変更することは許容される。

注2：特定電源メニューを保有していない場合には、特定電源にかかる注釈や控除は不要である。

注3：下線部は、当該小売電気事業者において販売する電力メニューに応じて記載する。

特定電源メニューを控除する場合の注記例 注1、2

当社の電源を特定しない電力メニューの電源構成
 (平成〇年4月1日～平成〇年3月31日の発電・調達電力量 (kWh) 実績値)



当社は水力電源を20%以上とするメニュー^{注3}を一部のお客様に対して販売しており、それ以外の電源を特定していないメニューの電源構成は上記のとおりです。

